

大分大学大学院理工学研究科規程

令和 7 年 4 月 1 日制定

令和 7 年理工学研究科規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 大分大学大学院理工学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、大分大学大学院学則（平成 1 6 年規則第 9 号。以下「大学院学則」という。）及び大分大学学位規程（平成 1 6 年規程第 7 1 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(研究科の目的)

第 2 条 研究科は、質の高い特色ある教育と研究を通じて、世界に通用する科学技術を創造し、もって地域に貢献するとともに、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成することを目的とする。

(専攻、プログラム、領域、系及び分野)

第 3 条 研究科の各専攻に、次の表に掲げるプログラム、領域、系及び分野を置く。

課 程	専 攻	プログラム・領域	系	分野
博士前期課程	理工学専攻	情報・数理・データサイエンスプログラム	高度実践系	知能情報システム分野
			情報・数理系	知能情報システム分野 数理科学分野
		先進機械システムプログラム	—	機械工学分野
			—	知能機械システム分野
		物理・電気電子プログラム	—	物理学分野
			—	電気エネルギー・電子工学分野
		応用化学プログラム	—	生命・物質化学分野
		地域デザイン・建築学プログラム	—	環境科学分野
			—	建築学分野
博士後期課程	理工学専攻	基礎科学領域 先進技術領域 環境デザイン領域	—	—

(入学者及び進学者の選考)

第 4 条 入学者及び博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程へ進学する者の選考方法は、別に定める。

(指導教員)

第 5 条 学生の履修、研究及び学位論文の指導のため、指導教員を置く。

- 2 博士前期課程の指導教員は、研究科担当の教授又は准教授をもって充てる。ただし、必要と認めるときは、研究科担当の講師をもって充てることができる。
- 3 博士後期課程の指導教員は、学生 1 人について主指導教員 1 人及び副指導教員 2 人以上とし、研究科における研究指導又は研究指導の補助を担当する資格を有する者のうちから、研究科委員会の議を経て研究科長が指名する。
- 4 前項の主指導教員は、研究科教員のうち、研究指導を担当する資格を有する教授、准教授又は講師をもって充てる。

(授業科目及び単位数)

第 6 条 研究科の各専攻における授業科目、授業時間数及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

(履修方法)

第 7 条 学生は、別表第 1 に規定する授業科目について、別表第 2 に規定する単位以上を修得し

なければならない。

(教育方法の特例)

第8条 研究科における授業及び研究指導は、大分大学大学院理工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が教育上必要と認めた場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

(履修科目の届出)

第9条 学生は、その学年に履修しようとする授業科目を、指定した期日までに研究科長に届け出なければならない。

(試験)

第10条 試験は、每学期末において授業担当教員が行う。ただし、特別の事情がある場合には、学期の途中において行うことができる。

(授業及び履修方法の明示)

第11条 授業科目、研究指導の内容、履修方法、1年間に受講する授業科目及び研究指導の計画については、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 前項の研究指導の内容及び研究指導の計画に係る明示の方法は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 学業の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たり、学生に対してその評価及び認定基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に基づき、評価及び認定を適切に行うものとする。

2 学修の成績評価基準等については、大分大学における学修の成績評価基準等に関する規程（令和3年規程第21号）の定めるところによる。

(単位の認定)

第13条 単位の認定は、試験又は研究報告等により、授業担当教員が行う。

2 大学院学則第19条及び第21条の規定により修得した単位を、大分大学大学院において修得したものとみなす場合の単位の認定は、研究科委員会が行なう。

(学位論文の提出)

第14条 学位論文は、指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第15条 学位論文の審査は、第7条に定める単位を修得し又は修得見込みの者で、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験は、学位論文の審査終了後に行う。

3 学位論文の審査及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(再入学)

第16条 退学した者（大学院学則第54条の懲戒の規定による退学者を除く。）又は除籍された者が、再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定及び就学すべき年数並びに在学年限について必要な事項は別に定める。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。